

## 自転車の危険運転

### 「酒気帯び」「携帯使用」に罰則新設

～令和6年11月1日施行～

令和6年11月1日より、道路交通法が一部改正され、自転車に関する携帯電話や飲酒運転などの危険行為の罰則が新設されます。

#### ☆ 自転車の酒気帯び運転

自転車の飲酒運転は、従来「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、「酒気帯び運転」も罰則の対象になります

##### 『酒気帯び運転』

3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

##### 『酒気帯び運転を幫助した者(車両の提供)』

3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

##### 『酒類提供・依頼して同乗』

2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

参考 『酒酔い運転』 5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金



#### ☆ 携帯電話の使用等の禁止

自転車の携帯電話等の使用等については、従来、都道府県公安委員会規則で禁止していましたが、新たに道路交通法で禁止し、罰則が強化されます

##### 『携帯電話使用等(保持)』

- ・ スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合
- ・ スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

6カ月以下の懲役 または 10万円以下の罰金

##### 『携帯電話使用等(交通の危険)』

- ・ 携帯電話等を使用して走行し交通事故を起こすなどすると

1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金



自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

